

2013年 11月 28日

龍谷大学大学院社会学研究科長
脇田 健一 殿

審査委員会

委員長	社会学専攻教授	青木 恵理子
委員	社会学専攻教授	原田 達
委員	社会学専攻教授	工藤 保則
委員	社会学専攻教授	李 相哲
委員	社会福祉学専攻教授	山邊 朗子

博士課程によらない者の博士学位授与申請審査委員会による審査結果報告

1. 審査対象および審査経過と結果

1.1. 学位申請論文提出者

桑原桃音（龍谷大学大学院社会学研究科科目等履修生）

1.2. 学位申請論文タイトル

主題： 大正期における配偶者選択に関する歴史社会学的研究

副題： 『讀賣新聞』 「身の上相談」欄にみる葛藤の分析

1.3. 審査経過と結果

本年度の本研究科科目等履修生である桑原桃音氏（2006年3月本研究科社会学専攻単位取得の上満期退学）より、2013年9月27日に、上記の学位授与申請論文の提出があった。「龍谷大学大学院社会学研究科における博士課程によらない者の博士学位の授与に関する内規」の定めるところに従い、2013年11月20日に、学力の確認および博士論文審査のための最終試験（公開）を行った。最終試験終了後、本審査委員会を開催し、学識などにかかる書類審査、受理審査委員会により指摘された改善点に関して適切な修正がなされているか、博士課程によらない博士学位授与申請論文に要求される水準に達しているか、評価を行った。その結果、本審査委員会は、桑原氏への学位授与を可とするとの合意に達した。

2. 学位請求までの経緯および学力の確認

桑原桃音氏は、2001年4月に龍谷大学大学院社会学研究科社会学専攻修士課程に入学、2003年3月に修了。同年4月に同博士後期課程に入学、2006年3月に単位取得満期退学。この間、英語文献研究と仏語文献研究の単位修得、主指導教員である青木の担当する博士後期課程・特殊演習12単位を修得し、「龍谷大学大学院社会学研究科研究指導要綱(内規)」に定める学力を修得した。その後2006年4月より3年間同研究科研究生、2011年4月から現在に至るまで科目等履修生となっている。博士後期課程では青木を主指導・黒田浩一郎を副指導とし、それ以降は、青木国外研修中の2011年度に原田達を主指導、それ以外の期間は青木を主指導として、2013年6月に学位請求予定論文(草稿)提出、7月24日に受理審査に合格し、要求された修正を行い、9月27日に、本博士論文の提出に至った。

2003年には、本博士論文の研究基盤の一つとなる、大正期の「新しい女」の言説研究を修士論文として結実させ、2005年より2013年11月現在までに学術雑誌に論文6本(内1本は『ソシオロジ』(査読あり))を發表し、更に近日中に小山静子他編『セクシュアリティの戦後史』(京都大学学術出版会)での論文出版が予定されている(証明あり)。2003年に関西社会学会大会、2012年に日本女性学会大会で単独口頭發表を行った。また、上記学術論文の一つが主催者に高く評価され、日仏シンポジウム(“Le mariage idéal dans Seitō et dans le courrier des lectrices de Yomiuri shinbun” Seitō et les parcours féministes au Japon au XXe siècle (Projet Critique et construction du genre dans le Japon moderne à travers la revue Seitō [1911-1916])に招聘され、「『青鞥』と『讀賣新聞』「身の上相談」における結婚観の比較」を口頭發表した。發表論文は、近日中にフランス語に翻訳され出版される予定である。

また、2007年より現在に至るまで、龍谷大学社会学部社会学科などにおいて、社会学系の科目の教育に携わってきた。

以上のことから、氏は、学位申請のために必要な学力を満たしていると判断できる。

3. 論文の審査

3.1. 論文構成及び概要

3.1.1. 構成

序論 研究の目的と意義

第1章 先行研究の検討と本研究の課題

問題の所在

第1節 家族に関する研究

第2節 結婚観に関する研究

第3節 本研究の課題——配偶者選択の歴史社会学に向けて

小括

第2章 資料の位置づけと分析の視点——読者・投稿者・回答者が紡ぐ言説空間

問題の所在

第1節 身の上相談という活字メディアの登場

第2節 大正期『讀賣新聞』「身の上相談」の概要

第3節 「身の上相談」にかかわる人々（1）——読者と投稿者

第4節 「身の上相談」にかかわる人々（2）——回答者

第5節 読者／投稿者と回答者の相互作用

小括

第3章 「家」と「家庭」の相互作用と選択主体——社会関係水準からの分析

問題の所在

第1節 親と当事者相互による選択

第2節 親あるいは当事者一方のみの選択

小括

第4章 価値葛藤を引き起こす配偶者の条件——文化水準からの分析

問題の所在

第1節 人格、および教養にかかわる条件

第2節 処女・純潔・貞操——人格・身体どちらにもかかわる条件

第3節 身体にかかわる条件

小括

結論

（資料 および 参考文献）

3.1.2. 論文概要

序論 研究の目的と意義

序論は、本論文の目的と意義および特徴を以下のように提示し、最後に構成と論の展開を簡潔に示している。

本論文の目的と意義は、日本社会全体が変容した大正期において、配偶者の選択主体および条件や選好性をめぐって、どのような社会関係や価値観が主題化されていたのかを、

またそのなかで伝統性と近代性がどのように配置されていたのかを、近代的言説空間である『讀賣新聞』「身の上相談」欄（以下「身の上相談」と略記）を分析することによって、歴史社会的に明らかにすることである。

上述の目的と意義のために展開される本論の分析の特徴は、以下の四点にまとめられる。第一に、伝統性と近代性は二者択一的に対立し、時系列的に前者に後者がとって変わるという前提に立たず、先行研究が示唆する両者の相互関連などの可能性に留意する。第二に、恋愛・夫婦関係といった当事者間の関係だけでなく、親子関係、さらにそれ以外の社会関係性にも照準して考察する。第三に、配偶者選択に関する分析の焦点を、「身の上相談」の読者でもある投稿者と、制作者・記者である回答者双方に置き、「身の上相談」を意味や価値の葛藤や折り合わせが展開される言説空間と位置付ける。第四に、以上のような言説空間の醸成を可能にした大正時代の重要性を、就学率上昇による識字率の上昇、活字メディアの発達、通婚圏の拡大という点から丁寧に位置づけている。

第1章 先行研究の検討と本研究の課題

第1章では、配偶者選択に関係するこれまでの社会学的諸研究を再検討し、論点を整理し、第2章以降で具体的に検証していく課題を提示している。そうすることで、本論文をこれまでの諸研究との関係のなかに明確に位置づけている。

第1節では、明治から戦前までの家族についての諸研究を、家族形態とそれを支える心性という観点から整理した。1930年代から1960年代の諸研究では、明治から戦前までの家族形態を、近世から連続した「封建遺制」的家族制度である「家」だとみなしていた。「家」は家系、家業・家産を維持、永続化すること、家業・家産を統制する家長を尊重すること、つまりタテの社会関係を重視する特徴をもつとする。伝統的家族形態を支える心性とは、川島によれば武士では儒教的家族倫理に裏打ちされる「孝」や「恩」であり、庶民の「家」について議論する鈴木の実験を借りれば「家の精神」であった。

以上のような議論とは対照的に、明治から戦前までの家族形態が近代性を包摂していたことを強調する、二つのタイプの議論がある。第一のタイプは、「家」は、儒教的家族道徳・良妻賢母道徳や家族国家観という、近代国家によって「創られた」伝統的心性ととも、近代的な明治民法や学校教育によって国民に広められたものであるという議論である。第二のタイプは、明治期にすでに、西洋近代的な家族のあり方である「家庭（ホーム）」が家族同士の情緒的つながりとともに理想化され、一部の階層において現実化されていたという議論である。

伝統性あるいは近代性どちらか一方に注目する以上のような議論に対し、明治から戦前までの家族形態には伝統性と近代性が併存していたことを指摘する様々議論が、1990年代

半ばからなされるようになった。宗門改帳や人別改帳を分析する研究は江戸時代からの連続性を示し、修身教科書などの研究は家族形態および心性においても伝統性と近代性が構造的連関を示していると指摘する。伝統と近代は複合するという眼差しを通して、明治期から戦前期までの家族形態と心性は伝統的であるとする 1960 年代までの研究を再考すると、そこにも伝統性と近代性の複合を読み取ることができる。

第 2 節では、「恋愛結婚」と「友愛結婚」について、1980 年代以降の先行研究を検討し、以下のように位置づけている。明治期には、「恋愛結婚」は、「色」という「卑しい」性愛や親が決定する「脅迫結婚」という日本の「伝統」から離脱し、西洋近代化するための理念として知識人によって提唱された。大正期には、「恋愛結婚」が知識人を超えてより広い範囲で「恋愛至上主義」として主題化され、解放と同時に「主義」としての抑圧ももたらすようになった。「恋愛結婚」が、多かれ少なかれ理念にとどまったのに対し、結婚当事者間の情緒を重要視する結婚は、「友愛結婚」という形で新中間層に定着していったとする研究が、2000 年代以降成果をあげた。「友愛結婚」研究は、女性雑誌などの活字メディアの分析に基づき、一般に日本の伝統であるとされる「見合い」と西洋近代の影響によるとされる「恋愛」、親の子への配慮と当事者間の情緒的絆は相互連関すると指摘した。

第 3 節では、上述の検討を踏まえ、第 2、3、4 章での検討課題を以下のように示している。第 2 章は、「身の上相談」が、「投稿者」「回答者」「読者」が相互作用する近代的公共的言説空間であり、この言説空間を構成していた人々を明らかにし、配偶者選択の歴史社会的考察に適した資料であることを示す。第 3 章では、配偶者選択主体とその社会関係について、ジェンダーや世代に留意しながら考察する。「『友愛結婚』では親と子双方の意志を尊重して配偶者選択がなされていた」という、女性雑誌などを対象とした先行研究を踏まえると、大正期日本には、フーコーが提唱する「司祭的権力」によって生成される、逸脱しないよう自己が自己に配慮する西洋近代的主体ではなく、家族的関係に配慮する主体が生成されていたという見通しをえる。そのような主体を「家族関係的主体」と位置付けて「身の上相談」を分析する。第 4 章では、配偶者に求められる条件—人格・教養・学歴・純潔・貞操、優生・遺伝—の「身の上相談」での語られ方について分析する。これらの条件は個人の属性であるが、それ自体が社会的文化的に再帰的に生成されるものであり、「卓越化=差異化」(ブルデュー1979=1990)として社会的位置の動態をもたらし、配偶者選択を通じて集団の再生産や社会の再組織化を帰結しうる。上述の選択の条件は、いずれも近代的なものであるが、これらが「身の上相談」という言説空間でいかに語られたかを検証する。

第2章 資料の位置づけと分析の視点——読者・投稿者・回答者が紡ぐ言説空間

第2章は「身の上相談」を歴史化し、その特徴を明らかにした。近代的公共空間である活字メディアにおいて私的経験に関する問答をするという、現在では当たり前である形式が歴史的に成立したものであることを示し、さらに、活字メディア発達状況、女性の置かれた社会状況、思想史的背景、同時代の他の活字メディアとの比較を通して、「身の上相談」の特徴を照らし出し、分析対象とすることの妥当性を明らかにした。

第1節では、活字メディアにおける「身の上相談」成立までの歴史的経緯を、第2節では「身の上相談」の開始と展開の経緯を、第3節では、活字メディア史を参照し、投稿記事を分析することにより、「身の上相談」の読者および投稿者の社会層が、先行研究が措定する都市新中間層女性に限られず、広範であることを、第4節では回答者の特徴と思想的背景—キリスト教、自然主義、女性解放思想—を、第5節では「身の上相談」における投稿者／読者と回答者のやり取りが相互作用的であることを、例を挙げて示した。

大正期の他の活字メディアと比較して「身の上相談」は、恋愛、結婚、夫婦に関する相談を多く掲載しており、継続期間が長く、件数が多く、幅広い層の投稿者がいたことにより、大正期の配偶者選択にかかわる言説を分析するうえで有意義な資料だということが明らかになった。

第3章 「家」と「家庭」の相互作用と選択主体——社会関係水準からの分析

第3章では、配偶者選択主体に関する相談754件（全体の相談1914年5月2日から1923年8月30日までの2898件）を抽出し、多くの事例を示しながら、配偶者選択主体とそこで配慮される社会関係性を分析し以下のことを明らかにしている。

「身の上相談」では、投稿と回答のやり取りを通して、親子関係と当事者間関係両方に配慮する「家族関係的主体」による配偶者選択の正統性が構築されていた。また、結婚当事者が恭順と配慮の対象とした保護者の位置におかれる者は、養親、兄や姉を含む年長の親族、職場の上司や雇用主などの血縁親以外の者、学資支援者などの「恩人」も含まれていた。親に配慮した当事者による選択の適切性、当事者間の情愛を包摂する親による選択の妥当性、親に配慮しない当事者による選択の不可能性、子に配慮しない親による選択の不可能性が語られていた。以上のような「家族関係的主体」のあり方は、今日の私たちが抱いている配偶者選択主体の理想的なあり方に通底している。

しかし「身の上相談」では、「家族関係的主体」の正統性を根拠づけるために、西洋近代の影響によると考えられる当事者間の「愛」という心性に、今日の私たちの配偶者選択の語りではほとんど見られない、「恩」「義理」「孝」などの儒教的イデオロギーが折り合わされていた。また、当事者女性は積極的主体であるべきではないというジェンダー非

対称性および、若年者は性愛を制御ができないゆえに選択主体として未熟であるとする規範性が構築されていた。親/保護者と子のタテ関係を儒教的イデオロギーによって正統化することを伝統的、当事者間のヨコ関係を「愛」によって正統化することを近代的とするなら、投稿記事には、伝統性と近代性がうまくかみ合わないことによる、当事者/投稿者の苦悩が語られていた。それに応答する回答者は、結婚する当事者/投稿者によるタテ関係への配慮とヨコ関係への配慮および、伝統的タテ関係イデオロギーと近代的ヨコ関係イデオロギーが折り合うように回答するため、伝統性と近代性に関する揺らぎを示していた。

また、配偶者選択の自由化と通婚圏の拡大という歴史的状況のなかで、選択肢が拡大し、逆説的に不安のない自由な選択が不可能になるという状況に直面し、投稿者も回答者ともに、配偶者選択を保障し、伝統的なタテ関係への配慮を実現するために、近代的装置である結婚相談所に依存することを妥当だとするようになった。

このようにして第3章は、投稿と回答が相互作用する「身の上相談」において、伝統性と近代性が連関し合いながら、「家族関係的主体」の妥当性が構築されていたことを示した。

第4章 価値葛藤を引き起こす配偶者の条件——文化水準からの分析

第4章では、配偶者選択根拠に着目し568件（全体の相談1914年5月2日から1923年8月30日までの2898件）の相談を抽出し、配偶者に求められる近代的な条件—人格・教養・学歴、純潔・貞操、優生・遺伝—を投稿者がどのように語り、それに対し回答者はどのように答えているかを分析し、次のようなことを明らかにした。

投稿者は、配偶者の条件として「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺伝」などの近代的価値を積極的に使用して配偶者の条件を提示し、それに基づいて、現在の配偶者や候補者だけでなく自らの欠点や非を責め、深刻な不安を構成していた。「処女／純潔／貞操」はジェンダー非対称な価値であったが、「人格／教養」、「優生／遺伝」は男女ともに求められる条件であった。投稿者によって語られる理想的な配偶者像の特徴は概ね、人格と理解の一致する、中等以上の学歴のある、最低限のリテラシーを持つ、近親者ではない、遺伝的病を持たない、女性は「処女／純潔」であるべきこと、男性は結婚後「不品行」でないというものである。これらの近代的価値にもとづく条件がないと相手に情愛が生じないと、結婚後は不幸な夫婦関係になると語る。また、「処女／貞操」が妻になる条件として重視される際、近代的な性科学による正統化がみられた。男女関係なく投稿者は、近親者と結婚すると、生まれてくる子に何らかの障がいが出やすくなること、「遺伝する病気」を持つ相手との間に同じ病気を持つ子が生まれやすくなることを不安だと語る。

ところが回答者は、「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺伝」を基準に、条件を満たさない人を、配偶者（候補諸）から排除することを積極的に勧めない。往々にして、そのような排除を抑止する助言をする。当事者／投稿者が近代的価値にもとづく条件を妄信したり、誤って受け取ったりしているとみなすと、これらの近代的価値と距離を置くように語る。儒教的とも西洋近代的とも取れるような心性に関わる規範に言及して、夫婦の関係性の形成と継続を論ず。権威的であるはずの回答者の発言は、近代的価値に対する投稿者の立ち位置に対応して変化し、言い換えれば、投稿者の言説に依存的であり、同時に当時の近代科学の知識が未確定だったこともあり、揺らいでいた。

結論

結論は、第3章と第4章を中心にまとめ、歴史社会学的研究である本論文の示唆的意義と今後の課題を以下のように提示している。

「身の上相談」の配偶者選択にみられた大正期における「家族関係的主体」の在り方は、天皇との疑似的な親子関係による臣民化・国民化の基盤にあった家族国家観にも通底する。「家族関係的主体」が、伝統性と近代性の連関を基盤に構築されていたという本論の主張は、家族国家観が、儒教的親子関係と近代家族的情愛の相互連関を基盤としたという牟田の指摘、忠孝の武士の道徳と情緒性に基礎をおく庶民家族の秩序との結合によるという川島の議論、日本的伝統性と西洋的近代性の共存による丸山の指摘とつながる。公共的領域においてよりよく生きようとする国民主体＝天皇の赤子と私的領域においてよりよく生きようとする「家族関係的主体」が同時に構築され、「司祭的権力」によって生成する西洋近代の自己とは異なる、日本の近代的「主体」のイデオロギー性が、明治から戦前期に強固になっていったのではないだろうか。

また、「身の上相談」で検証した「家族関係的主体」は、現代の日本社会でも求められているのではないか。例えば、当事者による配偶者選択と親子間の相互的配慮はきわめて一般的である。さらに、この「家族関係的主体」は、介護、家事、育児、労働の場などさまざまな場面でも理想的な主体のあり方だとみなされている。しかし、「家族関係的主体」の理想化は、果たしてよりよい生き方を保証するのだろうか。もしなんらかの生き難さにつながっているのであれば、その生き難さを分析するうえで、「家族関係的主体」を歴史化し脱構築している本論には、少なからず歴史社会学的な意義があるだろう。

また第4章で明らかにしたように、大正期には既に配偶者の条件や選好性に関わる価値観をメディアが規定する構造が、しかも、その価値を顔の見えない他者である投稿者に語らせ、「一般の人びと」が求めていることとして構築する構造が登場していたといえる。現代でも、「一般の人びと」が求めているとされる配偶者の条件が、メディアにとりあげ

られており、排除と包摂の対象となる配偶者像が社会的・文化的に規定されているという点に関しては、大正時代に既に見られたメディアと社会の構造を引きついでいるといえる。しかしながら、大正期に「身の上相談」で語られた「人格」「教養」「処女」「純潔」「優生」などが取り上げられることはほぼないといってよい。すなわち、以上の近代的価値は大正期には人々を捉えていたが、現代には引き継がれず、現代と大正期の間には明らかな不連続が見られる。

本論にとっての今後の課題は、以上のような示唆的意義の検証も含め、配偶者選択の主体と条件についての考察を、共時的、通時的にさらに充実させていくことである。共時的の研究とは、本論で明らかにした配偶者選択主体のあり方、配偶者の条件が大正期において代表性を持った結婚観であったのかどうかを、同時代の他の資料を用いて検証することである。通時的の研究とは、大正期から現代までの『讀賣新聞』の相談欄を資料として、配偶者選択に関わる結婚観の分析を行い、本論で明らかにした配偶者選択主体のあり方と配偶者の条件に関する連続性および不連続性を検証していくことである。これらの課題に取り組むことによって、戦後日本においては「自由」で「個人的主体」による配偶者選択が行われるようになったという前提に疑義を呈し、戦前、戦後をとおして社会的規範が常に前提となって配偶者選択が行われていることを論証することができるだろう。

3.2. 草稿の修正にたいする評価

「受理審査報告」によって求められた改善点に関して、十分な修正がなされたと評価できる。（詳細は、「別冊 草稿の修正にたいする評価詳細」参照）

3.3. 論文総合評価

本論文は、草稿段階で要求された改善が十分になされており、その結果、論文博士学位請求論文として必要とされる諸条件を満たしている。

本論文のタイトル、テーマ設定および研究方法は適切である。家族・結婚・配偶者選択に関する歴史社会学的研究動向および、関連する諸研究を十分に把握している。大正期の配偶者選択にかかわる社会関係および基準とされる価値観の動態を、当時の「身の上相談」記事の緻密な分析によって明らかにしている。

第1章における、先行研究の検討とそれに基づく本研究の位置づけおよび論文構成の妥当性の提示、第2章における、研究対象資料の位置づけと視座の提示、第3、4章における、身の上相談記事の丹念な読みこみによる、配偶者選択にかかわる社会関係と基準とされる価値観の検証という、論文の全般的展開と構成は適切である。

大衆的活字メディアの成立および大衆読者（投稿者）・制作者（記者）の言説に同時に光をあてた分析は、大正期の活字メディアを資料とした結婚の歴史社会学的先行研究には欠落しがちな、実証性と立体的な視座をもっている。先行研究が、政府や知識人による出版物の分析あるいは一般読者からの投稿記事の部分的分析によって、広範な社会層の人々の動態についてある種強引な推論を行っているのに対し、本論文は、一般読者からの莫大な数の投稿記事を読み込むことによって、広範な社会層の人々の問題を把握するという方法をとっている。これらの独自性は、社会学の発展に貢献できるという点において、論文博士学位請求論文の要件をそなえていると評価できる。

本論文は、大正期の「身の上相談」記事を主な資料とし、当時の配偶者選択をめぐる社会関係と基準となる価値観の動態を明らかにすることをとおして、現代にもつながる日本社会における近代の問題を社会学的に明らかにしている。それに基づき、これまでの近代主義的すなわち、伝統か近代かという二者択一的解釈図式に修正を加えている。理念先行型の近代化論に対して、「身の上相談」という日常的で大衆的な資料を用いることによって、当時の日本社会に広がるリアリティーを捉えている。メディアにおける身の上相談、人生相談、人生案内などは、その分析を試みる社会学ならだれでもが認めているように、とても豊かな資料である。にもかかわらず、研究の方法論が確立されているとは言い難い。そのような社会学の現状のなかで、本論文の試みは、高く評価することができるものである。また、先行研究の検討を通じて得られた「家族関係的主体」という概念の提出により、近代日本社会における主体と社会関係の問題に重要な貢献をなした。メディアによる価値生成作用と価値の可変性についても実証的な貢献をなしている。

以上のような評価に基づき、本論文は「博士課程によらない者の博士学位授与請求論文」として十分な水準に達していると判断できる。

4. 審査のまとめと結論

桑原桃音氏は、学歴、研究業績、教育歴および博士学位申請論文に照らして、論文博士学位にふさわしい学識があり、自立して研究を行う能力があり、研究の蓄積と能力に基づき「家族社会学」、「ジェンダー論」、「歴史社会学」、「メディア論」などの科目を大学において教育できる能力を持っている。よって本審査委員会は、全員一致で桑原桃音氏への学位授与を可とする。